

**補助金で取得した財産を処分するには、
愛媛県商工会連合会(新ビジネスモデル補助金事務局)への事前申請が必要です！**

補助金(コロナ対応新ビジネスモデル補助金/新ビジネスモデル展開促進補助金)を活用して取得又は効用が増加した設備等の財産へは、交付決定通知書にて各事業者における適正な管理を求めています。加えて取得価額が50万円以上(消費税抜き)の財産は、一定の期間中(法定耐用年数)は、補助金を交付した時と異なる目的で使用したり、所有・使用に係る権利関係を変更する(以下、財産処分といいます)ことができません。

やむを得ず財産処分を行う場合は、愛媛県商工会連合会(新ビジネスモデル補助金事務局)から**事前に承認を得る必要があります**ので、財産処分を行う必要が生じた場合には、所定の手続きをされますようお願いいたします。

1. 財産処分とは？

財 産 処 分 の 定 義

- ①譲渡 処分制限財産の所有者の変更
- ②廃棄 処分制限財産（設備に限る）の使用を止め、廃棄処分すること
- ③交換 処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換
- ④貸付 処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ⑤担保に供する処分 処分制限財産に対する抵当権その他担保権の設定
- ⑥転用 処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用

※処分制限財産：補助金を活用して取得又は効用が増加した設備

具 体 例

【譲渡】

- ・処分制限財産を他者へ売却（有償・無償問わない）する。
- ・事業承継や相続により事業を後継者へ引き継ぐため、処分制限財産の名義を変更する。

【廃棄】

- ・設備に重大な故障が発生し修理不可能なため、処分制限財産を処分する。

【担保に供する処分】

- ・金融機関等から資金調達をするに際して、処分制限財産を担保に入れる。

【転用】

- ・新たなビジネス展開など、交付を受けた補助事業以外の用途で処分制限財産を使用する。

裏面へ続きます

2. 申請手続き

上記の6項目に該当する財産処分を行う必要が生じた際は、速やかに「取得財産の処分承認申請書（様式第12）」を商工会・商工会議所を通じて提出してください。

申請書ダウンロードURL

<https://ehime-sci.jp/pickup/4757/>

3. 注意事項

- 財産処分には**必ず事前の承認が必要**となります。
- 処分理由や事業継続の有無により、財産処分承認時に補助金返還の条件が付される場合があります。
- 必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。
- 次の項目にあてはまる場合は財産処分申請が必要ありません。
 - ・取得価額50万円未満（消費税抜き）の財産にかかる処分
 - ・所定の処分制限期間を経過した財産にかかる処分
 - ・交付を受けた補助事業の目的を遂行するために必要なホームページの改良や機能強化

4. お問い合わせ先

愛媛県商工会連合会（新ビジネスモデル補助金事務局）

〒790-0065

松山市宮西1丁目5番19号

TEL：089-924-1103

FAX：089-922-0249